

## 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が一部改正（令和3年3月31日変更）され、県の家畜防疫員に加え、知事の認定を受けた民間獣医師も県の所有する豚熱予防液（豚熱ワクチン）により予防接種を実施できることとされたことに伴い、知事認定獣医師への豚熱予防液交付手数料等を新設することから、これらを千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、これらの手数料を別表第二に新たに規定する。

### 2 改正の内容

新旧対照表のとおり

### 3 施行期日

令和3年11月1日から施行する。

### 4 パブリックコメントの実施について

実施しない。（千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号該当）